

# 死亡届を出された方へ

## ★戸籍謄本等の交付について 町民生活課 戸籍住民・年金係 26-2006

死亡の記載のある戸籍は、死亡届の受理から1週間ほどで交付できるようになります。相続の手続き等で戸籍謄本等が必要な場合にはご注意ください。

本籍地以外で死亡届を提出された場合は、さらに3～5日ほどかかります。

## ★年金に関する手続き 町民生活課 戸籍住民・年金係 26-2006

年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。また、年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

### ◎ 各種請求手続きができる方

生計を共にしていた方（①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の順）

※ 一定の要件があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

### ◎ 請求に必要なもの

- 亡くなった方の年金証書
- 亡くなった方の住民票除票と請求者の住民票謄本
- 請求者の個人番号が分かるもの（個人番号カード、通知カード等）
- 請求者名義の通帳
- 請求者の戸籍謄本
- 請求者の印鑑（認め印で可）

※ 請求内容によっては他に必要になる書類があります。

※ 年金の種類によって届出先が異なります。

### ◎ 農業者年金については別途手続き案内をしています。

## ★「印鑑登録証」の返還 町民生活課 戸籍住民・年金係 26-2006

## ★「身体障害者手帳」の返還 福祉課 障がい福祉係 26-2009

## ★「介護保険被保険者証（緑色）」の返還 健康保険課 介護・高齢者福祉係 26-2008

## ★国民健康保険・後期高齢者医療に関する手続き 健康保険課 国保・高齢者医療係 26-2007

亡くなられた方が国民健康保険、または後期高齢者医療の被保険者であった場合、葬祭費の支給がありますので窓口で手続きをお願いします。

### ◎ 請求に必要なもの

- 亡くなった方の国民健康保険被保険者証、または後期高齢者医療被保険者証  
〔世帯主の方が亡くなられた場合で、同一世帯の中に国民健康保険被保険者の方がいる場合は、その方の国民健康保険被保険者証〕

- 会葬の礼状等、葬祭を行った方の確認ができるもの

- 葬祭を行った方の預金通帳の口座番号

- 葬祭を行った方の印鑑（認印で可）

※ 申請が葬祭を行った日から2年を経過すると時効により支給されません

## ★住民税・軽自動車税・国民健康保険税に関する手続き 税務課 町民税係 26-2011

亡くなられた方が、住民税・軽自動車税・国民健康保険税の納税義務者であった場合、これらに関する書類の受取人（相続人代表者）の設定が必要です。

課税状況、納税状況を含めて確認・ご説明いたしますので窓口へお越しください。

### ◎ 手続きに必要なもの

- 相続人代表者の印鑑（認印で可）
- 相続人代表者の通帳（還付金が、発生するときのみ必要。）

## ★固定資産税に関する手続き 税務課 資産税係 26-2013

亡くなられた方が土地・家屋等の固定資産を所有していた場合は、固定資産税の支払い等に関して、相続人代表者の届出をお願いします。

### ◎ 手続きに必要なもの

- 相続人代表者の印鑑（認印で可）
- 亡くなった方の死亡の記載がある戸籍謄本の写し
- 遺産分割協議書が作成されている場合…遺産分割協議書の写し
- 遺言がある場合…遺言書の写し
- 相続権を放棄している場合…裁判所が発行した相続放棄の申述を受理したことを証する写し

## ★亡くなられた方から農地を相続された方に関する手続き 農業委員会 26-2019

相続等により農地の権利を取得した場合には、その農地の所在する農業委員会への届出が必要です。これにより、相続等の農地法の許可を要しない権利取得について、その所在を農業委員会が把握できるようになります。

届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料を科せられる場合があります。

### ◎ 届出が必要な権利取得

- 相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等による農地又は採草放牧地の権利取得

### ◎ 農業委員会の措置

- 農業委員会は、届出がされた農地について、適正かつ効率的な利用が図られるかどうかをチェックします。
- 農地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあるときは、届出をした者に対し、第三者への農地の譲渡や貸し出しのあっせんなどを行います。